

# 「死亡届の写し」を請求される方へ

交付できる期間、および使用目的は限られています。

死亡者の本籍が三沢市の場合は、翌月15日頃までとなります。  
生命保険の解約目的では請求できません。

下記の書類をご用意ください。

請求者（保険金等受取人）の本人確認ができるもの  
（運転免許証、健康保険証、パスポート等）

「使用目的」および「請求の資格」を証明するもの  
（郵便局簡易保険の保険証書、年金証書、年金手帳など）

請求者と死亡者の関係がわかる戸籍、または除籍謄本  
本籍が三沢市の方は、必要ありません。

代理人が窓口に来られる場合

請求者からの委任状（この紙の裏面が使えます。）

代理人の方の本人確認ができるもの

（運転免許証、健康保険証、パスポート等）

請求者本人の本人確認書類も必要ですので、  
の書類も合わせてご用意ください。（コピー可）

窓口へ来られる際のお願い

- ・印鑑をご用意ください。（代理人が来られる場合は、代理人の方の印鑑）
- ・交付手数料は一通につき350円です。
- ・下記の事項を申請書に明記していただきます。

（1）請求者の住所、氏名、電話番号

（代理人が来られる場合は、代理人の方の住所、氏名、電話番号）

（2）死亡者の本籍、筆頭者氏名、生年月日

（3）死亡届を提出した年月日

（4）死亡者と、請求者（保険金受取人）との関係  
（「父母」、「子」、「兄」など）

（5）使用目的（提出先、手続きの種類等）

ご不明な点は、  
三沢市役所市民課 窓口係  
0176-53-5111  
（内線235）まで

